長与町農業委員会会議録

平成３１年２月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３１年２月農業委員会総会

１．　日時　　平成３１年２月２６日（火）　　９時３０分から１１時２０分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司　　１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

９番　渡邉　章三

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第４　　第１号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告をいたします。平成３１年２月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１１人の出席であることを報告致します。農地利用最適化推進委員は、８人全員出席でございます。本日の欠席者は、９番、渡邉章三委員です。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　皆さん、おはようございます。それでは、平成３１年２月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。１０番、山本純博委員、１１番、上杉　司委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農用地利用集積計画について４件、第２号議案では、第１号議案の４件の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について４件出されています。また報告事項では、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出が１件となっています。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。先程申し上げましたとおり第１号議案、農用地利用集積計画についての１件目並びに第２号議案の１件目の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。

それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷(地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町本川内郷(地番)、畑、１，３６６㎡。利用権の種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地です。平成３１年４月１０日から平成４１年４月９日までの１０年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は使用貸借です。

土地の所在ですが、５ページをお開き下さい。本川内郷、県道長崎多良見線、(施設名)、○○堤がありますが図のような場所が、申請地、本川内郷(地番)となります。以上で、説明を終わります。

次に第２号議案の１件目、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、(氏名）さん、長与町本川内郷(地番)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）権利を設定する土地は、第１号議案の１件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていただきましたので、原口推進委員から説明をお願いします。

推進委員１　番　　２月２０日に、農業委員と益冨さんと現地確認を行いました。貸主の父から農地中間管理機構へ貸付、農地中間管理機構から借主の子へ貸付を行います。現地はコンクリート舗装されており、ザボン、梅を植えてあり問題ありません。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんから説明をお願いします。
１２番、益冨雅彦委員。

１２番　　改植事業を行うということで、抜根も行われており、すぐに植栽できるような状態でした。特に問題ありません。

議　長　　これは、親子間のＡｔｏＢとなります。説明がおわりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。
まず、第１号議案の１件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で過半数を超えていますので、許可することに決定します。
続いて、第２号議案の３ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第１号議案の１件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。
第１号議案の１件目並びに第２号議案の１件目の案件について『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することに致します。

次に、先程と同様に第１号議案の２件目並び第２号議案の２件目について併せて審議いたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局　次に、６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する土地は３筆です。岡郷（地番）、畑、３８８㎡の内３１０㎡。同じく（地番）、畑、３２３㎡の内２７７㎡。同じく（地番）、畑、１，１９７㎡の内６５㎡合計３筆で、６５２㎡です。利用権の種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地です。平成３１年４月１０日から平成４１年４月９日までの１０年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。

土地の所在ですが、７ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、（事業所名）、字がつぶれて見えにくいですが、（店舗名）がございますが、その上部が申請地、岡郷（地番）、岡郷（地番）、岡郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

次に第２号議案の２件目、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）。権利を設定する土地は、第１号議案の２件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていただきました柳原推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員８　番　２月２０日に現地確認を行いました。桜、桃、栗の木が近くにあり管理されている。申請地のみ空いていたので、隣接の（借主）が借りることになりました。（借主）も、りんご等を植えており問題ありません。

議　長　続いて、担当農業委員さんから説明をお願いします。

６番、田中　稔農業委員。

６　番　　推進委員さんの説明のとおり、問題ありません。

議　長　　これは、中間管理機構を通してのＡｔｏＢとなります。説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
　７番、柿本香代委員。

７　番　　今回の貸借は、面積が内数で表示してありますが、図面の着色は、対象面積ですか、それとも全体面積ですか。

事務局　　図面の着色は、内数の対象面積であり、310 ㎡です。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。
　３　番、崎山光子農業委員。

３　番　　私も、現地を見に行ったらきれいに管理されておりました。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。
　まず、第１号議案の２件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
　続いて、第２号議案の３ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第１号議案の２件目の案件と併せて報告することになっていますので挙手で賛否をとります。

第１号議案の２件目並びに第２号議案の２件目の案件について『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので『意見なし』で報告することに致します。

次に、先程と同様に第１号議案の３件目並び第２号議案の３件目について併せて審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　次に８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）。利用権の設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷(地番)。利用権の設定をする土地は、１筆です。岡郷(地番)、畑、１，５４４㎡。利用権の種類は、使用貸借で、利用内容は樹園地です。平成３１年４月１０日から平成３６年４月９日までの５年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。

土地の所在ですが、９ページをお開き下さい。〇〇岳の下側に〇〇公園がございますが、その公園から〇〇側へ約３５０ｍ下った場所が、申請地、岡郷(地番)となります。以上で、説明を終わります。

次に第２号議案の３件目、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷(地番)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）権利を設定する土地は、第１号議案の３件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。

議　長　これは、ＡｔｏＡとなります。この説明に関連して、現地確認を行っていただきました、柳原　弘推進委員から説明をお願いします。

推進委員８　番　２月２０日に現地確認を行いました。申請地は改植ということで、まだ、伐採、抜根はしておりませんでした。（借主）は、お若いので労働力面でも問題ありません。

議　長　続いて、担当の農業委員さんからお願いします。

６番、田中　稔委員。

６　番　この件については、問題ないと思われますが、事務局へ確認です。農地中間管理事業の貸借期間は、１０年以上だと思っていたが、５年でもいいのですか。また、現地確認の際、改植が必要な農地だと思ったので、現地で改植するのか尋ねてもそのような話はありませんでした。この申請が出るときに事前に産業振興課から農業委員会へ改植を行うための貸借だと聞いていましたか。

議　長　改植事業は、補助金は 4 年間分です。それを、維持して確認するのは 8 年間。本来は、10 年間にすればよいのでしょうが、とりあえず 5 年間で切って、その次また 5 年間するという形が一番良いのではないかと事務局サイドは考えています。大型基盤の場合は必ず 10 年設定となっています。

事務局　期間設定ですが、当初は 10 年間というのもありました。現在は、期間が短い分も認めましょうということで、5 年の方もいらっしゃいますが、農業者年金を受給されている方、この方が中間管理機構に農地を貸す場合、正当な経営上に該当します。ただし、中間管理機構に 10 年以上貸さないといけないというしばりがありますので、中間管理事業を使って貸借されても農業者年金をもらってる方については 10 年の方がいらっしゃいますし、それ以外の方はご相談されて期間を短くされてる方もいらっしゃいます。

６　番　この地は、改植事業だと思いますが、受付をする産業振興課より事前に報告はあったのですか。聞いているのであれば、現地でお尋ねした時に回答して欲しかったです。

議　長　案件について、事前に説明はありました。今後、緻密に説明を加えていきたいと思います。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
３番、崎山光子委員。

３　番　貸借の期間が１０年の人もいるが、貸主が高齢で、亡くなった場合はどうなりますか。

６　番　以前、私が受けた説明では、貸主が亡くなったら契約が終わると聞いていました。事務局

は、確認してください。

事務局　　手元に資料が無いので、後ほど説明いたします。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。
まず、第１号議案の３件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
続いて、第２号議案の３ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第１号議案の３件目の案件と併せて報告することになっていますので挙手で賛否をとります。
第１号議案の３件目並びに第２号議案の３件目の案件について『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので『意見なし』で報告することに致します。
次に、第１号議案の４件目並びに第２号議案の４件目の案件について審議に入る訳ですが、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限『農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』に該当することを先に申し上げます。従いまして、議長を職務代理、２番、柳原厚志委員に代わり、退室をいたします。柳原厚志委員宜しくお願いします。

【○○委員退席。】

職務代理　議長を代わりました柳原でございます。不慣れでございますが、議長を務めさせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　次に１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）。利用権の設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、２筆です。岡郷（地番）、畑、２２９㎡。同じく（地番）、畑、２，３８８㎡合計２筆で、２，６１７㎡です。利用権の種類は、使用貸借で利用内容は、樹園地です。平成３１年４月１０日から平成３６年４月９日までの５年間です。

利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。土地の所在ですが、１１ページをご覧下さい。岡郷、（施設名）、（地域名）から○○岳、○○方面へ登っていきますと○○鳥居があります。その上部で図のような場所が、申請地、岡郷（地番）、岡郷（地番）となります。

次に第２号議案の４件目農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）。権利を設定する土地は、第１号議案の４件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。

以上で説明を終わります。

職務代理　ただいまの説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員から補足説明はありませんか。

柳原　弘推進委員。

推進委員８　番　２月２０日に現地確認を行いました。すでに抜根されており、大木も伐採されていたので日当りもよく問題ありません。

職務代理　続いて、現地を確認をしていただいています田中稔委員さんから説明をお願いします。

６番、田中　稔委員。

６　番　　柳原推進委員の説明のとおり問題ありません。

職務代理　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
３番、崎山委員。

３　番　　今までは、高齢であるとか、跡継ぎがいないとか、身体が弱いなどで中間管理機構を利用する案件が多かったが、お元気な方が、ＡｔｏＡで農地を貸借したときのメリットはありますか。

事務局　　３年間の保険があります。今回は、改植の補助があります。

６　番　　３年間の保険があるので、利点はあると思うが、借り手がいない場合、選定・除草などどこまで管理してもらえるか分からないとの欠点もあります。

職務代理　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

職務代理　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。まず、第１号議案の４件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

職務代理　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
続いて、第２号議案の３ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第１号議案の４件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。第１号議案の４件目並びに第２号議案の４件目の案件について『意見なし』の農業委員の方は、挙手をお願いします。

事務局　全員です。

職務代理　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することに致します。退室されていました○○委員に入室していただくよう事務局からお願いします。

【○○委員着席】

職務代理　○○委員に申し上げます。申請のあった利用権設定について全員一致で許可することに決定いたしました。また、農用地利用配分計画案に伴う意見聴取については、町長に『意見なし』で報告することに決定いたしました。それでは、議長を代わります。皆さんご協力ありがとうございました。

議　長　これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　それでは、皆様方に配布いたしております報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業、申請者は、（氏名）さん、長与町丸田郷(地番)、職業は、農業です。２．土地の所在等、土地の所在ですが、長与町丸田郷(地番)、地目、登記簿、畑、現況、畑、面積７３８㎡です。土地の所有者は、申請者と同じです。３．転用計画、転用の目的に係る事業または施設の概要は、集合住宅用地、軽量鉄骨造りスレート葺２階建て、建築面積１５０．５９㎡、所要面積７３８㎡です。４．申請日、平成３１年１月２２日。５．専決処分の日、平成３１年２月１日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３１年２月２６日、長与町農業委員会事務局長和田　弘。

申請場所を申し上げます。次の２ページをお開き下さい。丸田郷、吉無田郷の境になりますが、（事業所名）があります。その付近に申請地、丸田郷(地番)となります。以上で説明を終わります。

議　長　いま、事務局から報告がありましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。

３番、崎山光子委員。

３　番　　利用状況調査の際に私が調査を担当した所です。図面の着色が大きいようですが、計画面積ですか。

事務局　　字図でないので正確ではないがほぼ着色した部分であります。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。
利用権設定と相続の、先ほどの件についてお願いします。

事務局　　利用期間中賃借人及び賃貸人が死亡した場合は相続人に継続しますが、使用貸借について借り手の死亡により終了します。

【意見・質問無し】

議　長　　次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３１年２月行事報告が行われた】

職務代理　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会２月総会を閉会します。